

虐待防止のための職員行動指針

日下部記念病院（以下、当院）は、障がい者虐待（以下、虐待）を絶対に許しません。以下の行為は、虐待です。不適切なケアや支援から犯罪行為に至るまで、いずれも障がい者に対する重大な人権侵害です。当院の職員は虐待防止・対応マニュアルに定められている虐待はいたしません。

職員による虐待を発見した場合には速やかに山梨県福祉保健部 健康増進課（電話：[055-223-1495](tel:055-223-1495)）に通報してください。匿名の通報も可能で、通報者が処分される等の不利益な扱いを受けることはありません。

また、当院の虐待相談窓口への直接相談もしくは虐待相談受付箱でも相談を受け付けています。

1. 身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること

2. 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすることまたはわいせつな行為をさせること

3. 心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的な言動、その他の言動により、障がい者に著しい心的外傷を与えること

4. 放棄・放置（ネグレクト）

障がい者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、他の障がい者による1から3までに掲げる行為と同様の行為の放置および業務従事者としての業務を著しく怠ること

5. 経済的虐待

障がい者の財産を不当に処分することおよびその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること

附則

2024年2月26日 作成